

府中市庁舎建設基本構想

平成23年8月
府中市

目 次

はじめに	1
1 現庁舎の課題	2
2 新庁舎の基本理念と基本方針	4
3 新庁舎の位置	6
4 新庁舎の規模	10
5 実現方策	11
6 今後の検討の進め方	20
参考資料	21
資料1 耐震診断結果	22
資料2 現庁舎の概要	23
資料3 他市の事例	24
資料4 総務省起債許可に係る標準面積による算定	26
資料5 府中市庁舎建設検討協議会設置要綱	27
資料6 府中市庁舎建設検討協議会検討経過	28
資料7 府中市庁舎建設検討協議会委員名簿	29

はじめに

府中市の庁舎は、西庁舎が昭和３４年、東庁舎が昭和４５年、北庁舎が昭和６２年にそれぞれ建築され、このうち、一番古い西庁舎については建築後５１年以上が経過しており、現在多摩地域で最も古い庁舎となっています。

平成２１年度に実施した東西庁舎の耐震診断では、一部が基準を満たしておらず「地震に対して危険性がある」との結果が出ています。

本年３月１１日には、三陸沖を震源とするマグネチュード９．０の東北地方太平洋沖地震が発生し、府中市においても震度５弱の地震が観測されました。地震による庁舎の被害状況は、壁や階段等に多数のひび割れが確認され、市民及び職員を建物外に一時避難させるに至りました。庁舎内には市民生活に関わる多くの機能、大切な情報が集積されており、これらを守り、市役所としても機能を維持しつつ、防災・災害復興拠点としての役割を果たすには、大きな不安があります。

また、現庁舎は施設・設備の老朽化、建物の狭隘化・分散化、ＩＴ化・バリアフリー化対応への限界、維持管理経費の増大等の課題も抱えており、市民の利便性の確保と市民サービスの効率化を図るため、早期の庁舎整備が求められています。

平成２３年４月には、学識経験者・関係団体代表者・関係行政機関職員・公募市民の２０名で構成された府中市庁舎建設検討協議会から、これらの現庁舎の問題点を整理し、庁舎建設の基本的な方針をまとめた基本構想案の報告を受けました。

この度、この基本構想案を受けて、府中市としての市が目指すべき新しい市役所のあり方を示す基本構想を策定しました。具体的な本庁舎等の計画や設計などにあたっては、既存の概念や形式にとらわれず、様々な知恵や工夫を広く集めることのできる仕組みをつくり、検討協議会からの基本構想案における報告内容を踏まえ、庁舎建設に係る市民参加の検討体制を確立し、市民の意見・要望を最大限に尊重し、基本理念にも掲げています市民に親しまれ、市民に開かれた庁舎を目標として検討を進めてまいります。

1 現庁舎の課題

本庁舎は、西庁舎が昭和 34 年、東庁舎が昭和 45 年に建設されています。こうした建物の老朽化に加え、高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応の不足といった問題を抱えており、市民サービスの低下や行政効率の面でも支障が出始めています。

(1) 現庁舎の課題

ア 耐震性の欠如

本庁舎は旧耐震基準（※1）による建築のため、大規模地震の際には倒壊の危険性があります。庁舎内には市民生活に関わる多くの機能や大切な情報が存在するため、それらを守ることや、市役所の機能を維持し、防災・災害復興拠点としての役割を果たすには困難な状況といえます。

平成21年度に実施した「耐震診断結果」では、西庁舎（増築部分を除く）と東庁舎（増築部分を除く）の耐震性能が構造耐震指標（ I_s 値）0.6（※2）を下回っています。これは劣弱な構造と言わざるを得ず、大地震等の災害時に市民の安全・安心を守るための防災・災害復興拠点として、早急に対策を講じることが必要です。

※1 旧耐震基準

建築基準法により定められている耐震に関する基準で、昭和56年5月以前に着工された建物に適用されている基準。

※2 構造耐震指標（ I_s 値）

建物の耐震性能を表す指標。

建物の強度と粘り強さ、形状やバランス、経年劣化などの要素を総合的に判断する。

$I_s < 0.3$ の場合 : 地震に対して危険性が高い。

$0.3 \leq I_s < 0.6$ の場合 : 地震に対して危険性がある。

$0.6 \leq I_s$ の場合 : 地震に対して危険性が低い。

イ 施設・設備の老朽化

本庁舎は、西庁舎が昭和34年、東庁舎が昭和45年、北庁舎が昭和62年に建設されたもので、特に西庁舎は築51年、東庁舎は築40年が経過しています。そのため耐震強度が不足しているだけでなく、給排水や冷暖房などの設備の老朽化が著しく、建物・設備の補修及び改修に毎年多くの費用が必要となっています。エネルギー効率も低いので、今後の老朽化による維持管理費の増大が懸念されます。

また、階高が低く執務空間も狭いため、IT機器の設置やシステムの配備のためのスペース、電気容量等の不足など、ネットワーク環境の拡張に限界があります。このような情報化への対応の遅れなどにより、職員の業務効率が低下しており、社会的な要求水準に答える建築物として、基礎的な性能を満たしていない状態です。

ウ 維持管理経費の増大

本庁舎は、施設や設備の老朽化が著しく、維持管理費が嵩んでいます。今後、全般的な老朽化への措置として、修繕更新に必要な経費は増大すると予想されます。

エ 狭隘化による窓口・執務環境の低下

本庁舎は、業務量の増大等により執務室の狭隘化が進み、会議室や倉庫等についても不足し、職員の業務効率が低下しています。また狭隘化により、相談窓口におけるプライバシーが十分に確保できていないなど、市民の皆さんの利便性も損なわれています。庁舎の顔ともいえるホールやロビーも狭く、市民のためのスペースとして機能していません。職員一人当たりの延べ床面積を他市と比較した場合、本市の本庁舎面積は、極めて低い数字となっています。

オ バリアフリー対応への不足

公共施設には高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーへの対応が必要ですが、古い基準で建設された本庁舎では、バリアフリー新法（※）などの基準に対応しきれていません。

西庁舎と東庁舎は、1階から3階まで、高低差1.0mのスロープや階段で、連結しています。設置されているスロープは、現行の基準に適合していない勾配となっています。

東庁舎のエレベーターは、ストレッチャーなどが入らないサイズとなっており、救命救急時には、階段で搬送しなくてはなりません。

カ 分散の状況

現庁舎は、主に本庁舎と第二庁舎に分かれており、市民の利用する窓口が2箇所にあたっています。市民アンケートの結果では、6割の方が、分散した状況を不便に感じています。

※バリアフリー新法とは、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律です。

2 新庁舎の基本理念と基本方針

(1) 新庁舎建設の基本理念

現庁舎の問題点や新庁舎の果たすべき役割の整理等を基に、より良い市民サービスの提供と効率的な行政運営を目指して、新庁舎建設の基本理念を次のように設定します。

「市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎」

(2) 新庁舎建設の基本方針

基本理念に基づき、より具体化した基本方針として、これまでの検討結果や、市民からの意見を踏まえ、庁舎建設の基本的な方針を以下のとおりとします。

ア 市民に親しまれる開かれた庁舎

これまでの庁舎は、市民が届出などの必要な手続きを行ったり、要望を伝えたりするだけの場でありました。しかし、市民の価値観の多様化、少子・高齢化の進展など市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。今日の庁舎には、市民がもっと身近に、日常的にサービスを利用でき、また、多彩な市民活動や市民交流に対して施設空間を提供するなど、より多くの市民に親しまれる施設としての役割が求められています。

また、行政計画策定への市民参画や行政の市民活動への支援を積極的に推進し、庁舎整備をきっかけに市民と行政が共に力を合わせて、市民協働を推進していくことが重要です。

新庁舎は、誰もが気軽に利用できる施設であることを基本に、市民が日常的に集い、憩い、ふれあい、学び、政策を創造していく場となることを目指します。

イ 環境に配慮した安全な庁舎

地球温暖化や環境破壊が問題となっている今日、計画、建築から運用、廃棄までのライフサイクルを通して、環境負荷を少なく環境保全対策の模範となるサステナブルデザインの施設整備を目指します。(※次ページ)

また、平成7年の兵庫県南部地震以降、新潟県中越地震、能登半島地震、東北地方太平洋沖地震等、大規模な地震が頻発しており、市民の防災に対する意識が高まっています。特に、東北地方太平洋沖地震によって庁舎に対する重要性が一段と増しており、自立性を備えたライフラインの代替設備や防災備蓄を備えた、防災・災害復興拠点としての機能を発揮できる施設であることが重要と考えます。

新庁舎は、庁舎としての十分な耐震性能を確保し、長期間使い続けられる安全な施設

とします。

ウ 市民サービスのために使いやすい効率的な庁舎

今日の高度情報化社会の進展は、市民生活を取り込み、行政の分野においても、総合的な行政運営の手段として、より質の高い市民サービスの提供と効率的な行政事務の実現が期待されています。将来的には、市役所に出向かなくても、各種証明や申請が可能となることが予想され、窓口のあり方も変わっていくと考えます。空きスペースが生じることとも予想され、そのようなスペースは、間仕切りの変更などによって相談機能の充実や市民の利活用スペースへ転換を図るなど有効に活用し、長期間使い続けられる施設とします。

このようなことから、新庁舎は、市民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、少子高齢化による人口減少など、行政需要の変化に柔軟に対応できる施設とします。

エ まちづくりとの連携を担い、市民が誇りを持てる庁舎

庁舎は、市の象徴の一つであり、地域の核となる施設であることから、景観形成や都市整備と一体となったまちづくりとしての役割が期待されます。

新庁舎は、大國魂神社やけやき並木を背後に控えた歴史・文化的環境、自然環境に恵まれた地区に建設します。まちづくりの視点で考えると、府中、府中本町という2つの駅の賑わいを上手につなぐ場所となります。庁舎は、市行政の中核機能であり、都市づくりの観点からも周辺の地区形成等に配慮する必要があります。長い間市民に親しまれ、府中市の歴史に刻まれることを踏まえて、華美ではないが美観に優れ、府中のまちのシンボルとなるような意匠に配慮します。

このようなことから、庁舎建設にあたっては、周辺環境との調和に配慮するとともに、長い間市民に親しまれる施設を目指します。

※サステイナブルとは、「持続可能な」という意味です。将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で社会発展を進めようとする理念です。近年建築においても、環境共生、自然エネルギー利用、長寿命化、リノベーションなど、さまざまな手法を通して持続の可能性が模索されています。

3 新庁舎の位置

(1) 位置の検討

ア 地方自治法の規定

本庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に「事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

○地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

イ 市民アンケート結果

市民アンケート調査で、新たな本庁舎の建設場所について尋ねたところ、「現在地が良い」と回答した人が70%で最も多く、次いで多い順に「駅から近いこと」、「車・バイク利用での交通の便が良いこと」、「地理的に、市の中心に近いこと」が上位の回答となっており、道路アクセスや公共交通の便の良い場所であることを重要視していました。

また、自由回答欄では、「庁舎は現在の場所にしてほしい」という意見が複数ありました。

ウ 市政世論調査の結果

現在の市庁舎の立地について、「利用するのに便利である」または「どちらかといえば便利である」と回答した人を合わせると、76%を占めました。

エ 府中市の現況

現庁舎の場所以外、市民の要望している交通利便性の高い場所に、市のまとまった所有地がないといった事情があります。

(2) 位置の選定

現庁舎の位置は、歴史ある市の中心部に位置しています。まちづくりの視点で考えると、JR 府中本町駅と京王線府中駅の 2 つの駅の賑わいをつなぐ場所となります。つまり、現在の位置は、庁舎を整備すること自体が周辺地域の活性化にも繋がります。市民からの「駅から近く、便利である」といった要望を満たす、利便性の高い場所です。

しかし、現敷地は、狭隘で不整形な敷地です。一時的な避難のための機能など防災的な観点や市民交流などの観点からすると、現敷地ではオープンスペースや市民交流スペースなどのゆとりがなく、また、敷地を拡張すれば、現庁舎を残しながら、空地に新たな庁舎を整備することも可能になります。これにより、段階的に整備することが可能となり、仮庁舎が必要なくなることや機能的なゆとりが生まれるなど、庁舎整備の自由度を大きく広げることが可能です。

以上の理由から、新庁舎の位置は現在地とし、敷地拡張を検討します。



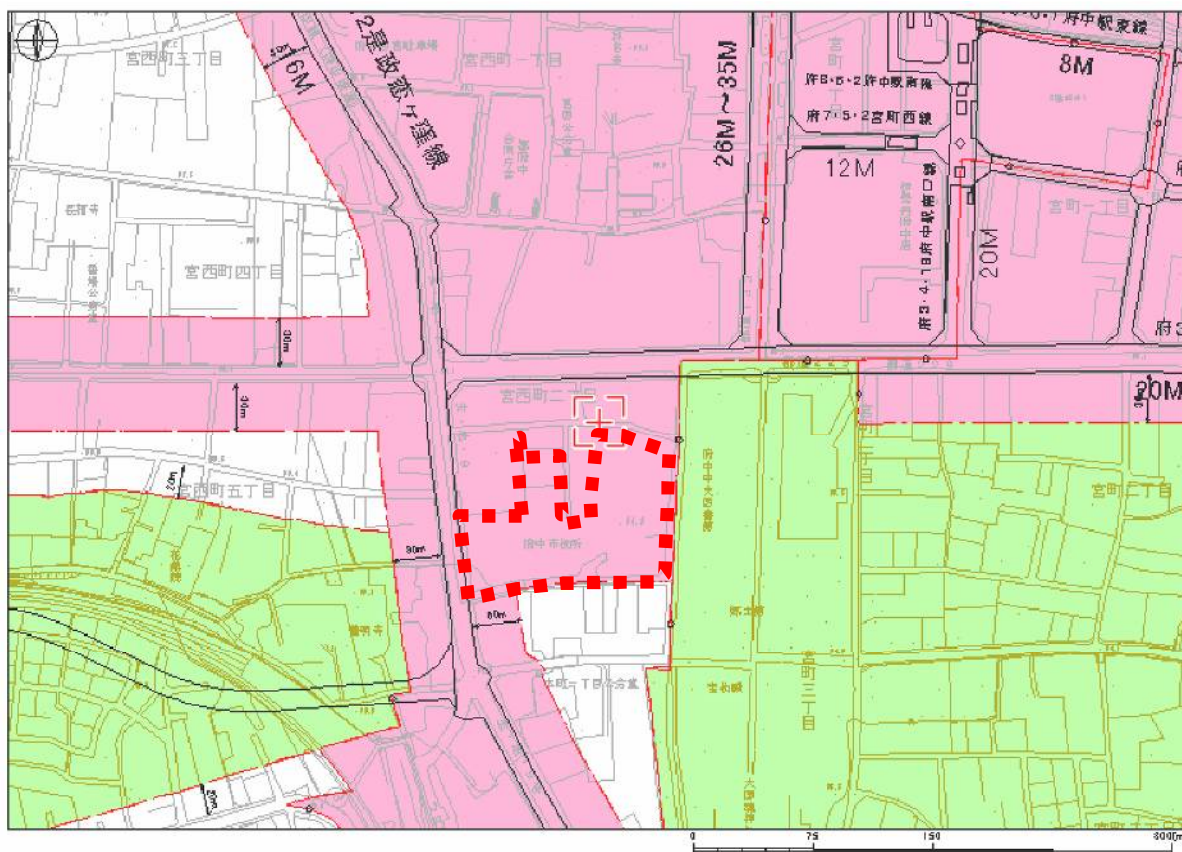
この地図は、14都市基交第157号で東京都から使用許諾を得ている東京デジタル3Dマップを用いて作成しました。

(3) 土地利用条件

現庁舎敷地約 9,000 m²では、物理的制約もあるため、敷地の拡張を検討します。

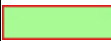
ア 位置等

位置：府中市宮西町2丁目24番地



(府中市都市整備部計画課ホームページ)

<凡例>

	第1種中高層住居専用地域
	近隣商業地域
	商業地域

イ 都市計画制限

(ア) 地域地区について（用途地域、防火の指定、その他の地域地区）

- ・ 用途地域：商業地域、防火地域

(イ) 容積率・建蔽率

- ・ 容積率：500% 建蔽率：80%

(ウ) 日影規制

- ・ なし
- ・ 敷地東側には、第1種中高層住居専用地域があり、日影規制を受ける地域なので、影が落ちる場合には、規制の対象となります。
- ・ 現在の東庁舎は、既存不適格建築物(※)となっています。

※既存不適格とは、建物の形状や性能が、建築当時の法律には適合していましたが、その後の法改正等の内容には適合しなくなった状態のことで、直ちに違反建築とはなりませんが、大規模改修などを行う場合は、最新の規定に合致した状態にする必要があります。

4 新庁舎の規模

(1) 新庁舎の規模

庁舎の規模を策定するにあたり、組織体制や職員数を想定する必要があります。市の人口の増減や政策等により組織体制や職員数は常に変動するため、10 年、20 年先の行政組織体制を予測することは非常に困難です。そこで、新庁舎における組織体制及び勤務する職員等の数は、現行に置き換えて想定します。

ア 基本条件の想定

戦後一貫して増加を続けてきた我が国の人口は、2004 年をピークに減少に転じ、2050 年には 9,500 万人とついに 1 億人を切ることが予測されています。また、65 歳以上の高齢者人口の割合は、現在の 20 パーセントから 2050 年には 40 パーセントに達するという超高齢社会のますますの進展が予測されています。（※1）

一方、現在の府中市は、近年の大規模マンション建設等に伴う他市町村からの転入により、人口増加傾向を示しており、想定人口は、2035 年には、289,000 人（※2）と想定されています。実際には緩やかな増加傾向となっていますが、今後、人口が増加し続けるとは限りません。現段階では、新庁舎に入る職員の数を、現在の本庁舎と第二庁舎の職員を合わせた約 900 人と想定します。

※1 国土交通省「国土の長期展望」中間とりまとめ概要（平成 23 年 2 月 21 日）

※2 国立社会保障・人口問題研究所「将来の市区町村別人口および指数」より（平成 20 年 12 月 1 日）

イ 庁舎の規模

庁舎規模を算出する方法は複数ありますが、利用の多い総務省の「地方債事業費算定基準」を参考にして算出すると、庁舎延床面積は約 25,000 m^2 と試算されます。しかし、起債許可標準面積には、市民交流の場となる空間や福利厚生諸室等の面積を含まないので、他事例等を参考にすると、約 29,000 m^2 となります。

現段階では、不確定な要素が多いため、庁舎の規模の目安としては、約 25,000 m^2 ～29,000 m^2 と想定します。庁舎の規模については、今後の具体的な検討（実態調査や必要な機能の整理）に基づいて見直します。

ウ 駐車場・自転車駐車場の規模

駐車場の規模は、一般的に人口に比例して大きくなります。一方、駅に近く公共交通のアクセスがよい庁舎ほど、駐車場の規模は小さくなります。

本市の現庁舎は駅から近く、アクセスも容易という点からすれば、駐車場は必要最低限の規模となります。今後は、現状の利用状況などを調査し、来庁者用駐車場だけでなく、公用車駐車場や自転車駐車場についても、適正な規模を検討します。

5 実現方策

(1) 想定建築物の検討

ア 整備手法

近年、地球規模での温暖化が問題視されており、CO₂等の温室効果ガス排出抑制など環境負荷低減の実現に向けた取組が急務となっています。公共建築分野においても、建替え時期を迎えた既存施設などについて、大規模なリニューアル等を実施することにより再生が可能かどうかを十分検討し、建築ストック自体の長寿命化を図ることが求められてきています。

こうした社会環境を背景として、単に建替えだけを前提とした検討だけではなく、環境負荷の視点など、これからの庁舎に求められる様々な視点から検討を進めることとし、具体的には、後述する現敷地及び現敷地を拡張した場合のそれぞれ4つの整備パターン、計8つの整備パターンについて比較検討を行いました。

この中で、本庁舎の大部分を改修して利用する場合には、既存施設を有効利用するといった観点からは高く評価されますが、施工の難易度、仮庁舎の整備といった事項が大きな課題となってきます。

これらの点も踏まえ総合的な視点から検証すると、現段階としては一部の増築または全面での新築が有効な手法とされますが、最終的な結論については、次のステップとなる基本計画を策定していく中で明らかにしていきます。

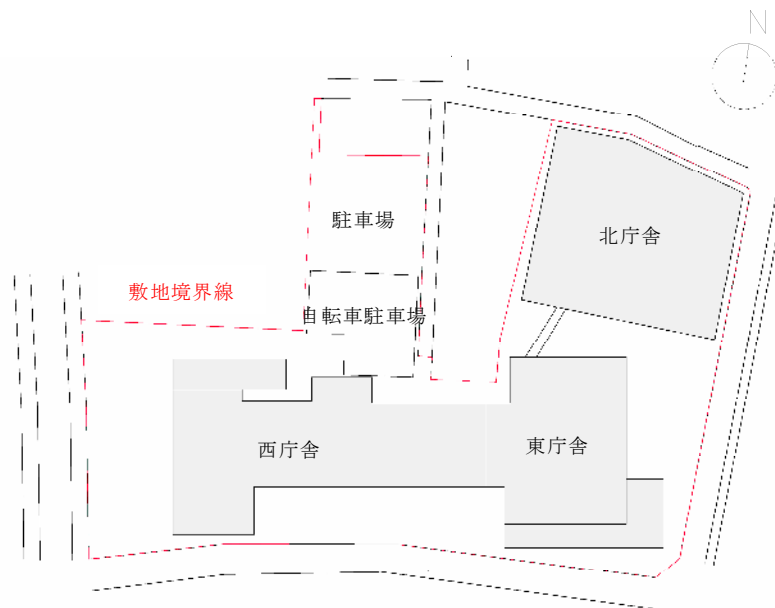
イ 検討パターン

(7) 現敷地で建物を建築する場合

- ・ A-1-1 案：現敷地で、東西北庁舎を解体、庁舎を新築する案。
- ・ A-2-1 案：現敷地で、東西庁舎を解体、北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。
- ・ A-2-2 案：現敷地で、西庁舎を解体、東庁舎と北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。
- ・ A-3-1 案：現敷地で、西庁舎、東庁舎と北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。

(4) 現敷地を拡張して建築する場合

- ・ B-1-1 案：現敷地を拡張し、東西北庁舎を解体、庁舎を新築する案。
- ・ B-2-1 案：現敷地を拡張して、東西庁舎を解体、北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。
- ・ B-2-2 案：現敷地を拡張して、西庁舎を解体、東庁舎と北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。
- ・ B-3-1 案：現敷地を拡張して、西庁舎、東庁舎と北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。



注1：新築・・・更地に新たに建築物をつくること。(建築基準法第2条第13項)

注2：増築・・・すでにある建築物の床面積を増加させることをいう。同一敷地内別棟の場合は、集団規定のように敷地単位で扱う場合に限り増築となる。(建築基準法第2条第13項)

注3：改修・・・劣化した建築物などの性能、機能を初期の水準以上に改善すること。(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)

ウ 検討パターンの比較検討

	A-1-1 案 (すべて解体)	A-2-1 案 (北のみ残す)	A-2-2 案 (北・東を残す)	A-3-1 案 (すべて残す)
機能的な視点	◎分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消が可能。	◎分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消が可能。	○A-1-1 案 や A-2-1 案に比べ、分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消を図るためには難易度が高い。	○A-1-1 案 や A-2-1 案に比べ、分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消を図るためには難易度が高い。
	○市民交流広場（避難場所）の確保など、B-1-1 案に比べて敷地活用の自由度が低い。	○市民交流広場（避難場所）の確保など、B-2-1 案に比べて敷地活用の自由度が低い。	○市民交流広場（避難場所）の確保など、B-2-2 案に比べて敷地活用の自由度が低い。	○市民交流広場（避難場所）の確保など、B-3-1 案に比べて敷地活用の自由度が低い。
	◎駐車場の出入口を変える事が可能となり、府中駅からの安全な歩行者動線が可能。	○北庁舎は、駐車場として利用されていることから、府中駅からの歩行者動線に配慮する必要がある。	○北庁舎は、駐車場として利用されていることから、府中駅からの歩行者動線に配慮する必要がある。	○北庁舎は、駐車場として利用されていることから、府中駅からの歩行者動線に配慮する必要がある。
環境的な視点	△本庁舎の有効利用を図ることができない。	○北庁舎の有効利用が図れる。	◎北庁舎と東庁舎の有効利用が図れる。	◎本庁舎の有効利用が図れる。
	◎最新の環境配慮技術の導入が可能である。	◎最新の環境配慮技術の導入が可能である。	○環境配慮技術の導入には制約がある。	○環境配慮技術の導入には制約がある。
	◎新たな府中市のシンボルとして、整備する事が可能。	○長年にわたって市民に親しまれてきた景観を一部残せる。	○長年にわたって市民に親しまれてきた景観を一部残せる。	○長年にわたって市民に親しまれてきた景観を残せる。
施工の視点	○本庁舎を段階的に解体し、他の施設へ庁舎機能を仮移転させる必要がある。	○東西庁舎を段階的に解体し、他の施設へ庁舎機能を仮移転させる必要がある。	○西庁舎を段階的に解体し、他の施設へ庁舎機能を仮移転させる必要がある。	○敷地内での段階的な仮移転が他の案に比べて難しく、居ながら改修が可能かどうか検討する必要がある。
財源的な視点	○用地買収費がかからない。	○用地買収費がかからない。	○用地買収費がかからない。	○用地買収費がかからない。
	○仮庁舎の必要性が B-1-1 案に比べて高い。	○仮庁舎の必要性が B-2-1 案に比べて高い。	○仮庁舎の必要性が B-2-2 案に比べて高い。	○仮庁舎の必要性が B-3-1 案に比べて高い。
	△初期整備費（工事費のみ）が A-2-1 や A-2-2、A-3-1 案に比べて高い。	○初期整備費（工事費のみ）は A-2-2 案に比べて高い。	○初期整備費（工事費のみ）は A-2-1 案に比べて抑えられる。	◎初期整備費（工事費のみ）は A-1-1 や A-2-1、A-2-2 案に比べて抑えられる。
法的な視点	◎神社の敷地への日影に配慮する必要がある。	◎神社の敷地への日影に配慮する必要がある。	○東庁舎は既存不適格建築物のため、大規模改修する場合には、減築させなければならない。	○東庁舎は既存不適格建築物のため、大規模改修する場合には、減築させなければならない。

	B-1-1 案 (すべて解体)	B-2-1 案 (北のみ残す)	B-2-2 案 (北・東を残す)	B-3-1 案 (すべて残す)
機能的な視点	◎分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消が可能である。	◎分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消が可能である。	◎分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消を図るためには B-1-1 案と B-2-1 案に比べ難易度が高い。	◎分散化や狭隘化、老朽化などの課題解消を図るためには B-1-1 案と B-2-1 案に比べ難易度が高い。
	◎市民交流広場（避難場所）の確保が容易であることなど、A-1-1 案に比べて敷地活用の自由度が高い。	◎市民交流広場（避難場所）の確保が容易であることなど、A-2-1 案に比べて敷地活用の自由度が高い。	◎市民交流広場（避難場所）の確保が可能であることなど、A-2-2 案に比べて敷地活用の自由度が高い。	◎市民交流広場（避難場所）の確保が可能であることなど、A-3-1 案に比べて敷地活用の自由度が高い。
	◎駐車場の出入口を変える事が可能となり、駅からの安全な歩行者動線が可能。	◎北庁舎の駐車場出入口と、府中駅からの歩行者動線に配慮する必要がある。	◎北庁舎の駐車場出入口と、府中駅からの歩行者動線に配慮する必要がある。	◎北庁舎の駐車場出入口と、府中駅からの歩行者動線に配慮する必要がある。
環境的な視点	△本庁舎の有効利用を図ることができない。	◎北庁舎の有効利用が図れる。	◎北と東庁舎の有効利用が図れる。	◎本庁舎の有効利用が図れる。
	◎最新の環境配慮技術の導入が可能である。	◎最新の環境配慮技術の導入が可能である。	◎環境配慮技術の導入には B-1-1 案と B-2-1 案に比べて制約がある。	◎環境配慮技術の導入には B-1-1 案と B-2-1 案に比べて制約がある。
	◎新たな府中市のシンボルとして、整備する事が可能。	◎長年にわたって市民に親しまれてきた景観を一部残せる。	◎長年にわたって市民に親しまれてきた景観を一部残せる。	◎長年にわたって市民に親しまれてきた景観を残せる。
施工の視点	◎空地に整備する事で、仮移転の必要ない計画が可能。	◎空地に整備する事で、仮移転の必要ない計画が可能。	◎本庁舎を段階的に解体し、他の施設へ庁舎機能を仮移転させる必要がある。	◎段階的な仮移転が難しく、居ながら改修が可能かどうか検討する必要がある。
財源的な視点	△用地買収費がかかる。	△用地買収費がかかる。	△用地買収費がかかる。	△用地買収費がかかる。
	◎仮庁舎の費用が必要ない。	◎仮庁舎の費用が必要ない。	◎B-1-1 案と B-2-1 案に比べて仮庁舎の必要性が高い。	◎B-1-1 案と B-2-1 案に比べて仮庁舎の必要性が高い。
	△初期整備費（工事費のみ）が B-2-1 や B-2-2、B-3-1 案に比べ高い。	◎初期整備費（工事費のみ）は B-2-2 案に比べて高い。	◎初期整備費（工事費のみ）は B-2-1 案に比べて抑えられる。	◎初期整備費（工事費のみ）は B-1-1 や B-2-1、B-2-2 案に比べて抑えられる。
法的な視点	◎神社の敷地への日影に配慮する必要がある。	◎神社の敷地への日影に配慮する必要がある。	◎東庁舎は既存不適格建築物のため、大規模改修する場合には、減築させなければならない。	◎東庁舎は既存不適格建築物のため、大規模改修する場合には、減築させなければならない。

エ 評価

庁舎整備において重要と考えられる機能的な視点、環境的な視点からの庁舎のあるべき姿、施工性や経済性など多面的な視点から、以下のように各案に対する評価を取りまとめました。

A-1-1 案は、B の各案と比べて、敷地活用の自由度が低く、市民交流広場や災害時の多様な活用が難しいが、現庁舎が抱える分散化や狭隘化といった課題の解消や耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設の整備が図られること、駐車場出入口の場所を変えて京王府中駅からの安全な歩行者動線を確保できることなど、機能面では大幅な改善が期待できます。

環境面では、今後の時代に即した対応が可能となることや、新たな府中市のシンボルをつくることができますが、既存施設を有効利用するといった観点からは、評価されません。また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがないため、仮庁舎の必要性が生じます。

A-2-1 案は、新築した庁舎と改修した北庁舎の2棟構成となるが、現庁舎が抱える課題が解消されるほか、新たな庁舎の建設により、耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設としての整備が図られるなど、機能面での改善は期待できます。しかし、現北庁舎を活用することから、敷地の自由度に関してはA-1-1 案と比較して制約が生じます。

環境面では、A-1-1 案と同様、今の時代に即した対応が可能となります。また、東西庁舎を解体してしまいましたが、北庁舎の有効利用により、既存施設を有効利用するといった観点からも評価できます。また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがないため、仮庁舎の必要性が生じます。

A-2-2 案と A-3-1 案は、機能面では、現庁舎が抱える課題の解消や減築させなければならぬといった施工の難しさがあり、課題解消のためには、大きな制約があります。

また、環境面では、ある程度の対応が可能ですが、敷地内の緑化等に制約を受けます。しかし、既存施設を有効利用するといった観点からは評価でき、建設時の CO2 排出量を抑えることが可能です。また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがないため、仮庁舎の必要性が A-1-1 案や A-2-1 案に比べて高くなります。

B-1-1 案は、A の各案と比べて、敷地活用の自由度が高く、市民交流広場や災害時の多様な活用、新たな府中市役所のシンボルとして整備することが可能となることや、現庁舎が抱える分散化や狭隘化といった課題の解消、耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設の整備が図られるなど、機能面では大幅な改善が期待できます。

環境面では、今後の時代に即した対応が可能となりますが、建設時の CO2 排出量が多くなりますので、既存施設を有効利用するといった観点からは、あまり評価されません。また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがあるため、新たに庁舎に求められる機能についても対応しやすい案となります。しかし、用地買収費や建設費などの初期費用が B-2-1

案や B-2-2 案、B-3-1 案に比べて高くなります。

B-2-1 案は、新築した庁舎と改修した北庁舎の 2 棟構成となりますが、現庁舎が抱える課題が解消されるほか、新たな庁舎の建設により、耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設としての整備が図られるなど、機能面での改善が期待できます。

環境面では、2 棟構成ではあるものの、B-1-1 案と同様、今の時代に即した対応が可能となります。また、東西庁舎は解体してしまいましたが、北庁舎の利用により、既存施設を有効利用するといった観点からも評価できます。また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがあるため、新たに庁舎に求められる機能についても対応しやすい案となります。

B-2-2 案と B-3-1 案は、機能面では、現庁舎が抱える課題の解消や減築させなければならないといった施工の難しさなど、課題解消をするためには、B-1-1 案や B-2-1 案に比べて大きな制約を受けます。

しかし、環境面では、ある程度の対応は可能であり、既存施設を有効利用するといった観点からも評価でき、建設時の CO2 排出量を抑えることが可能となります。また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがあるため、新たに庁舎に求められる機能についても対応しやすい案となります。

オ 評価の視点

評価の視点	内容
機能的な視点	・ 現庁舎が抱える分散化や狭隘化といった課題の解消や耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設とすること。 ・ 将来の機能更新、レイアウトの変化に柔軟に対応できる施設とすること。 ・ 行政のニーズだけでなく、市民の交流や活動の場など、新たな機能が付加できること。 ・ まちづくりと連携した府中らしさが感じられる施設の配置、機能とすること。
環境的な視点	・ 既存庁舎の有効利用を図り、廃棄物を抑制して、建設時の CO2 排出量を抑えること。 ・ 建物の長寿命化を見据え、効率的で効果的な維持管理やライフサイクルコストを抑えること。 ・ 庁舎周辺の自然やまちなみに配慮したデザインとすること。
防災的な視点	・ 災害時において、行政機能を維持するために、高い耐震性をもたせること。
施工の視点	・ 仮移転や仮庁舎の整備をなるべく抑え、効率的な施工を図ること。 ・ 工事期間を短くし、市民サービスへの影響を小さくすること。
財源的な視点	・ 維持管理コストを抑えること。 ・ 建設費を抑えること。
法的な視点	・ 大規模改修する場合には、既存不適格建築物を最新の規定に合致した状態にすること。

(2) 事業費の検討

総事業費の限度額を約 150 億円程度と想定し、今後の基本計画や設計段階での検討により、効率的・効果的なコストの縮減を図る必要があります。総事業費には、庁舎建設費のほか、業務委託費、解体工事費、移転費、土地買収費、移転補償費等が含まれます。

庁舎建設に必要な財源としては、可能な範囲で積み立てを続け、この基金と可能な起債による金額を基本とし、一般財源への負担はできるだけ少なくするようにすることが求められます。

新しい庁舎は、華美な要素を排除し、無駄を省いたスリムな市役所を目指し、建設に必要なとなる費用の抑制に努めます。

(3) 事業手法

公共施設の建設に係る事業手法については、近年、施設の設計・建設から維持管理・運営にいたる一連の業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用する P F I 方式の導入例が見受けられます。

P F I 方式は、建設資金の調達が必要がある場合や施設の維持管理や運營業務に、民間の創意工夫や経営ノウハウが発揮できる場合に有効です。今日の庁舎整備については、民間資金の調達は必要なく、民間経営が可能な空間や業務が少ないことから、P F I 方式によるメリットは少ないと考えられます。

このため、本事業の場合は従来型の直接建設方式の採用とします。

(4) 発注手法

今後、設計者を選定する際には、難しい施工上の課題もあり、最適な計画や設計の技術提案ができる設計者を選ぶことが重要です。そのためには、価格のみで決定する入札方式ではなく、設計に関する提案方式で検討していくこととします。

主な提案方式としては、コンペ（設計競技）方式、プロポーザル（技術提案）方式、設計施工一貫（デザイン・ビルド）方式があります。設計者を選定する場合には、設計に市民や職員の意見を反映しやすく、具体的な設計内容を検討しやすい方式を採用します。

また、施工者の選定においても、工事の入札時に入札希望者からコスト縮減が可能となるような技術提案を受けるなど、価格以外の要素も評価する総合評価方式を採用します。

府中市の新庁舎にふさわしい施工者を選定するためには、提案内容をはじめ応募者の資質や能力を審査するなど、総合的に評価します。

(5) 事業スケジュール

整備手法によって今後の計画及び建設手順は異なりますが、現段階で想定している一般的な手法に沿って事業を進める場合には、基本計画の策定、基本設計、実施設計、申請手続・業者選定を経て新庁舎の建設に着手することとなります。

各段階において、市民意見、職員意見を反映できるよう検討体制を検討し、適宜、設計内容や運営方法などの意見を反映させていきます。

6 今後の検討の進め方

新庁舎の建設検討を進めるにあたっては、議会・行政の考え方を速やかにさまざまな方法で市民に伝え、理解を共有することが重要です。

また、敷地の拡張も踏まえて、新庁舎の建設に必要な手続を進めていきます。

(1) 検討体制に対する市民参加について

広報や市ホームページを利用した情報発信や、その他さまざまな方法による市民意向の収集など、計画を進めていく中で多様な検討体制を確立します。検討の過程に市民が参加し、市民意向を反映させた計画を立案することで、いっそう利用しやすい庁舎が実現できるだけでなく、市民交流や市民協働の場として、庁舎が活発に利用されることが期待されます。

(2) 整備手法の方向性について

今回の既存庁舎の構造体の状態に関する評価や改修案想定とコスト算定は、耐震診断報告書に記載された、定型化された診断方法による診断結果をもとに行っています。次のステップである基本計画段階においては、機能性・利便性・安全性やコスト低減に十分配慮した一部改修可能性の検討も必要です。

既存建物の改修技術は著しい進歩を遂げており、優れた改修事例も多数見られるようになりました。このような技術動向・事例を大いに参考にし、市民のニーズに応えた計画と設計を進めていきます。

(3) 仮移転の方法について

今回の庁舎建設は、現庁舎と同じ場所に建設することとしています。現敷地の拡張ができない場合には、仮設庁舎を建設し、一部機能に移転させる必要があります。窓口業務などの市民サービスは継続的に維持する必要がある、また市役所が防災・災害復興の拠点としての役割を担うという観点からも、仮設庁舎への移転はできるだけ避けながら円滑に行います。

既存の公共施設を最大限利活用し、仮設庁舎に係る経費の削減を図るとともに、庁舎建設中の業務や市民サービス提供への影響を最小限に止めるよう検討していきます。

(4) 建設位置について

今回の庁舎建設は、現庁舎と同じ場所に建設することとしていますが、今後、敷地の拡張を検討し、必要な手続を進めていきます。

参考資料

- 資料 1 耐震診断結果
- 資料 2 現庁舎の概要
- 資料 3 他市の事例
- 資料 4 総務省起債許可に係る標準面積による算定
- 資料 5 府中市庁舎建設検討協議会設置要綱
- 資料 6 府中市庁舎建設検討協議会検討経過
- 資料 7 府中市庁舎建設検討協議会委員名簿

資料1 耐震診断結果

建物区分	構造等	診断範囲	Is値 (※構造耐震指標)	建築年
西庁舎	鉄筋コンクリート造	地下1階～地上3階	0.32～0.64	昭和34年
		塔屋1階～3階	0.10～0.76	
西庁舎増築	鉄筋コンクリート造 (北側への増築部分)	地上1階～3階	1.06～2.03	昭和54年
東庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造 (6階から上は増築)	地下1階～地上5階	0.40～0.60	昭和45年
		地上6階～8階	0.69～1.14	昭和54年
		塔屋1階・2階	0.84～1.71	
東庁舎増築	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階・地上1階	1.03～1.06	昭和54年

(出典：平成22年3月府中市東西庁舎耐震診断調査)

※ 構造耐震指標（Is値）

建物の耐震性能を表す指標。

建物の強度と粘り強さ、形状やバランス、経年劣化となどの要素を総合的に判断する。

$I_s < 0.3$ の場合 : 地震に対して危険性が高い。

$0.3 \leq I_s < 0.6$ の場合 : 地震に対して危険性がある。

$0.6 \leq I_s$ の場合 : 地震に対して危険性が低い。

資料2 現庁舎の概要

	本庁舎			府中駅北第2庁舎	計
	東庁舎	西庁舎	北庁舎		
(1) 建築年	昭和 45 年	昭和 34 年	昭和 62 年	平成 3 年	
(2) 経過年数	40	51	23	19	
(3) 構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	
(4) 階層	地下 2 階、地上 8 階、塔屋 2 階建て	地下 1 階、地上 3 階、塔屋 3 階建て	地下 2 階、地上 5 階、塔屋 1 階建て	地下 3 階、地上 7 階	
(5) 敷地面積	東西合わせて 6,609.71 m ²		2,064.88 m ²	1,601.44 m ²	10,276.03 m ²
(6) 総床面積	9,010.22 m ²	4,775.54 m ²	7,140.35 m ²	9,361.67 m ²	30,287.78 m ²
(7) 耐震診断	平成 21 年度実施	平成 21 年度実施	未実施	未実施	
(8) 耐震改修工事	未実施	未実施	未実施	未実施	
(9) 職員数	828 人			72 人	900 人
(10) 来客用駐車台数	106 台			12 台	118 台
(11) 公用車用駐車台数	45 台			4 台	49 台

※職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在数。

資料3 他市の事例

	立川市	青梅市	町田市	福生市	平塚市
自治体の規模					
人口(平成22年6月1日)	174,743 人	139,854 人	418,523 人	60,000 人	260,009 人
本庁職員数 (本庁に勤める職員の数)	590 人	600 人	1,300 人	310 人	960 人
新庁舎の状況	平成22年5月 開庁	平成22年7月 開庁	工事中 (平成24年度 開庁予定)	平成20年4月 開庁	工事中 (平成27年度 開庁予定)
基本構想内容					
基本構想など策定期	H17年3月 基本構想	H17年11月 基本構想	H16年6月 基本構想 H17年5月 基本計画	H15年12月 基本構想 H16年9月 基本計画	H20年10月 基本構想 H21年4月 基本計画
延床面積(屋内駐車スペースを除く)	17,500 m ²	21,000 m ²	34,500 m ²	8,000 m ²	25,000 m ²
庁舎概要					
延床面積(屋内駐車場を含む)	25,982 m ²	22,097 m ²	41,510 m ²	10,229 m ²	37,650 m ²
内 屋内駐車場を除いた延床面積	20,015 m ²	17,161 m ²	37,316 m ²	7,825 m ²	27,710 m ²
訳 うち屋内駐車場	5,799 m ²	4,575 m ²	4,195 m ²	3,310 m ²	9,940 m ²
来庁者用駐車場	100 台	217 台	199 台	76 台	200 台
公用車駐車場	78 台	82 台	145 台	50 台	(来庁用を含む) 台
駐輪台数(自転車・バイク)	500 台	300 台	335 台	167 台	220 台
人口当たりの単位面積	0.115 m ² /人	0.123 m ² /人	0.089 m ² /人	0.130 m ² /人	0.107 m ² /人
職員数に対する単位面積	33.9 m ² /人	28.6 m ² /人	28.7 m ² /人	25.2 m ² /人	28.9 m ² /人
本体工事費(建物のみ)	7,310,000.0 千円	7,349,324.0 千円	15,000,000.0 千円	3,184,650.0 千円	11,100,000.0 千円
総事業費(外構、設計料等含む)	10,300,000.0 千円	7,913,192.0 千円	16,640,000.0 千円	3,822,043.0 千円	- 千円
建設単価(本体工事費/延床面積)	281.4 千円/m ²	332.6 千円/m ²	361.4 千円/m ²	311.3 千円/m ²	294.8 千円/m ²
事業費単価(総事業費/延床面積)	396.4 千円/m ²	358.1 千円/m ²	400.9 千円/m ²	373.7 千円/m ²	- 千円/m ²
面積について	延床25,814.20m ² うち 地下駐車場面積 5,798.69m ² ⇒実施設計概要	延床21,735.4m ² 、う ち地下1Fの床面 積(駐車場)4574.9 m ² ⇒基本設計概要	延床41,510.1 m ² 、う ち駐車場部分 4,194.6 m ² ⇒実施設計概要	延床10,229m ² 、うち 駐車場部分約 3,310m ² ⇒公共建築	延床37,650 m ² 、うち 駐車場部分9,940 m ² ⇒平塚市新庁舎・国庁 舎一体的整備基本 設計概要
職員数について	⇒立川市新庁舎建 設基本構想 第4章	⇒青梅市新庁舎 建設基本構想	1300人(第三次町 田市定員管理計画 に基づき算出) ⇒町田市新庁舎建 設基本構想	⇒福生市新庁舎建 設基本計画	新庁舎の正規職員 数900人、再任用職 員、嘱託職員等を加 えた職員数960人 ⇒平塚市新庁舎建 設基本構想(案)
備考				税務署が同居	税務署が同居

	浦安市	福島市	7市の平均	現府中市役所 (本庁舎)
自治体の規模				
人口(平成22年6月1日)	164,423 人	300,000 人	231,510 人	251,249 人
本庁職員数 (本庁に勤める職員の数)	730 人	1,300 人	836 人	730 人
新庁舎の状況	基本設計済	実施設計済		
基本構想内容				
基本構想など策定時期	H18年7月 基本構想 H20年4月 基本計画	H14年3月 基本構想		H22年 基本構想
庁舎面積(屋内駐車スペースを除く)	24,000 ㎡	33,251 ㎡	24,400 ㎡	
庁舎概要				
延床面積(屋内駐車場を含む)	33,000 ㎡	36,413 ㎡	32,048 ㎡	20,971 ㎡
内 訳	屋内駐車場を除いた延床面積	27,000 ㎡	35,365 ㎡	25,840 ㎡
	うち屋内駐車場	6,000 ㎡	1,048 ㎡	4,845 ㎡
来庁者用駐車場	460 台	197 台	235 台	106 台
公用車駐車場	(来庁用に含む) 台	(来庁用に含む) 台	102 台	45 台
駐輪台数(自転車・バイク)	700 台	350 台	411 台	524 台
人口当たりの単位面積	0.164 ㎡/人	0.118 ㎡/人	0.119 ㎡/人	0.067 ㎡/人
職員数に対する単位面積	37.0 ㎡/人	27.2 ㎡/人	31.4 ㎡/人	23.1 ㎡/人
本体工事費(建物のみ)	12,230,000.0 千円	12,400,000.0 千円	10,597,864.8 千円	- 千円
総事業費(外構、設計料等含む)	14,000,000.0 千円	13,700,000.0 千円	12,213,298.0 千円	- 千円
建設単価(本体工事費/延床面積)	370.6 千円/㎡	340.5 千円/㎡	328.1 千円/㎡	- 千円/㎡
事業費単価(総事業費/延床面積)	424.2 千円/㎡	376.2 千円/㎡	381.1 千円/㎡	- 千円/㎡
面積について	延床33,000 ㎡、うち 駐車場部分6,000 ㎡ ⇒浦安市新庁舎建 設基本計画	延床36,413 ㎡、うち 駐車場部分1,048 ㎡ ⇒実施設計概要		延床20,970.77㎡、 うち地下駐車場 面積4,125.77㎡
職員数について	730人(臨時職員含 む) ⇒浦安市新庁舎建 設基本構想	1,300人 ⇒福島市新庁舎建 設基本構想		職員数には嘱託 職員、再任用等 を含む。ただし、 庁舎に同居して いない出先機関 の職員を除く。 第2庁舎の職員 数は除いている。
備考				

資料４ 総務省起債許可に係る標準面積による算定

総務省起債許可算定基準に基づく新庁舎床面積の算定							
区 分			起債の基準			新庁舎床面積	
			職員数	換算率	換算職員数	基準面積 職員1人当り	積算根拠 (換算人員数 × 4.5 m ²)
執務面積 合 計			900		1,528		合 計 6,876.00 m ²
1	(応接室を含む) 事務室	特別職	5	20	100	4.5m ² /人	100 人 × 4.5m ² = 450.00 m ²
		部長・次長級	22	9	198		198 人 × 4.5m ² = 891.00 m ²
		課長級	44	5	220		220 人 × 4.5m ² = 990.00 m ²
		課長補佐・係長級	167	2	334		334 人 × 4.5m ² = 1,503.00 m ²
		一般職員(技術)	20	1.7	34		34 人 × 4.5m ² = 153.00 m ²
		一般職員	642	1	642		642 人 × 4.5m ² = 2,889.00 m ²
2	倉庫	事務室面積 × 13%					6,876.00 m ² × 13% = 893.88 m ²
3	会議室等	常勤職員数 × 7.0m ²					900 人 × 7.0m ² = 6,300.00 m ²
4	(会議室・電話交換室・便所・洗面所その他諸室)						
5	玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段その他通行部分)	各室面積 × 40%					14,069.88 m ² × 40% = 5,627.95 m ²
6	車庫	本庁にて直接使用する自動車 × 50m ² /台 (公用車地下車庫)					78 台 × 50m ² = 3,900.00 m ²
7	議会関係諸室 (議場・委員会室・議員控室)	議員定数 × 35.0m ²					30 人 × 35.0m ² = 1,050.00 m ²
合 計							24,647.83 m ²

※職員数は、平成２２年４月１日現在の本庁舎、第２庁舎の人数とする。

資料５ 府中市庁舎建設検討協議会設置要綱

府中市庁舎建設検討協議会設置要綱

平成２２年６月１４日

要綱第６５号

(趣旨)

第１条 この要綱は、現庁舎の老朽化等に伴う新庁舎の建設について、現庁舎の問題点を整理し、新庁舎建設に係る基本的方針について協議するため、府中市庁舎建設検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条 検討協議会は、市長の依頼に応じ、新庁舎の建設に係る事項について検討し、及び協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第３条 検討協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員２０人以内をもって組織する。この場合において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

- (１) 公募による市民 ４人以内
- (２) 学識経験者 ３人以内
- (３) 市民団体等を代表する者 １１人以内
- (４) 関係行政機関の職員 ２人以内

(委員の任期)

第４条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第５条 検討協議会に会長及び副会長を置く。

- ２ 会長及び副会長は、委員の互選による。
- ３ 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- ４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条 検討協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- ２ 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ３ 検討協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第７条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等に対し、会議への出席その他の方法により意見を聴くことができる。

(庶務)

第８条 検討協議会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第９条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

付 則

- １ この要綱は、平成２２年６月１４日から施行する。
- ２ この要綱は、第４条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

資料6 府中市庁舎建設検討協議会検討経過

回数 (開催日)	議題
第1回 (平成22年7月21日)	1 依頼状の交付 2 市長あいさつ 3 委員自己紹介 4 正副会長の互選 5 依頼書伝達 6 協議会の運営等 7 今後の協議会のスケジュール等 8 現庁舎の課題等
第2回 (平成22年8月30日)	1 現庁舎の建築概要等 2 庁舎検討の方向性 3 府中市の計画等 4 府中市の人口 5 庁舎の機能 6 市民アンケート
第3回 (平成22年10月6日)	1 立川市庁舎視察 2 青梅市庁舎視察
第4回 (平成22年11月8日)	1 現庁舎について 2 前回の視察 3 市民アンケート結果及び市政世論調査 4 検討の進め方 5 庁舎整備に関する基本方針の検討 6 整備手法
第5回 (平成23年1月24日)	1 改修事例 2 基本構想(素案) 3 庁舎の機能 4 庁舎の規模 5 実現方策
第6回 (平成23年3月25日)	1 府中市庁舎建設基本構想案(案)

資料７ 府中市庁舎建設検討協議会委員名簿

番号	氏名	所属		選出区分	備考
1	倉田 直道	工学院大学工学部建築都市デザイン学科	教授	学識経験者	会長
2	野沢 正光	武蔵野美術大学造形学部建築学科	客員教授		
3	小林 正美	明治大学理工学部建築学科	教授		副会長
4	杉山 健一	連合三多摩東部第二地区協議会	議長	市民団体代表	平成２２年１２月１４日まで
5	盛 康治	連合三多摩東部第二地区協議会	議長		平成２２年１２月１５日から
6	大津 貞夫	府中市社会福祉協議会	会長		
7	堤 薫	むさし府中商工会議所	専務理事		
8	浜中 重美	府中市商店街連合会	会長		
9	横道 邦彦	府中市自治会連合会	生活安全対策部長		
10	藤田 恵美	女性センター登録団体	登録団体代表		
11	金子 崇裕	府中市立小中学校PTA連合会	副会長		
12	田辺 十二子	府中市老人クラブ連合会	理事		
13	臼井 一眞	(社)むさし府中青年会議所	委員会委員長		
14	大谷 将之	府中市青年会連合会	会長		
15	河井 文	障害者団体	登録団体代表		
16	阿部 信雄	府中警察署	交通課長	関係行政機関	
17	野崎 俊幸	府中消防署	予防課長		
18	室 英治	公募市民		公募市民	
19	内海 博	公募市民			
20	阿部 洋一	公募市民			
21	松壽 真一郎	公募市民			